

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時

令和7年7月7日午後1時30分

2、開会の場所

役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番	石本	晋也	2 番	澤田	嘉之
5 番	田中	正博	7 番	山本	功
8 番	井澤	茂治	9 番	中川	茂成
10 番	田中	安弘	12 番	田中	吉照
13 番	杉本	邦子	16 番	杉嶋	秀美
18 番	井上	和也	19 番	岩井	三郎

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

11 番	山本	千恵子	17 番	森島	隆詞
------	----	-----	------	----	----

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番	野秋	眞秀	4 番	堀内	大
6 番	中村	正	14 番	新司	吉行

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15 番	松尾	清敏
------	----	----

事務局	森田	吉弥
	西置	雄一
	下村	祐未
	柏原	淳英

7、議案

議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第2号	農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
報告第1号	非農地証明交付申請について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号	田から畑への変更計画届について

8、署名委員

18 番	井上	和也	1 番	石本	晋也
------	----	----	-----	----	----

9、閉会の日時

令和7年7月7日午後2時20分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年第 7 回農業委員会総会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は 14 名中 12 名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項により、総会が成立していることを報告します。

 また、農地利用最適化推進委員は 5 名中 4 名の方に出席いただいております。

議 長 本日の署名委員は、18 番井上和也委員、1 番石本晋也委員のお二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。

 事務局から議案第 1 号について、提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。

 1 ページをお開きください。

 1 番でございます。

【 提案説明 】

 場所は 2 ページの地図のとおりです。

 本件は、露天資材置場として活用される予定です。

 本件の立地基準につきましては、市街地に近接する区域であるため、第 2 種農地と判断されます。

 また、一般基準につきましても転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

 したがいまして、農地法第 5 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

 2 番でございます。

【 提案説明 】

 場所は 2 ページの地図のとおりです。

 本件は、露天資材置場として活用される予定です。

 本件の立地基準につきましては、市街地に近接する区域であるため、第 2 種農地と判断されます。

 また、一般基準につきましても転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

 したがいまして、農地法第 5 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

 3 ページをお開きください。3 番でございます。

【 提案説明 】

場所は4ページの地図のとおりです。

本件は、露天資材置場及び駐車場として活用される予定です。

本件の立地基準につきましては、公共施設の立地状況等から、第3種農地と判断されます。

また、一般基準につきましても転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議 長 議案第1号の1番及び2番については、地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

井 澤 8番、井澤です。

議案第1号の1番・2番につきまして、7月4日に事務局の西置さん、下村さんと申請のありました現地を確認しました。当該地は、一部が山林と一体となっている状況でありました。また、隣接農地もないため、周辺の営農にも支障のないものと思われますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 議案第1号の3番については、地区担当委員の田中安弘委員と中川委員が現地確認を行っておられますので、代表して田中委員から補足説明をお願いします。

田 中 10番、田中です。

議案第1号の3番につきまして、6月23日に、中川委員と申請のありました現地を確認しました。当該地は、集落の東側に位置しております。隣接農地もないため、周辺の営農にも支障のないものと思われますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号は、議案どおり許可する

ことに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、を議題とします。事務局から議案第 2 号について、提案及び説明を願います。

事務局 5 ページをお開きください。議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、でございます。

議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、一般社団法人京都府農業会議に農用地利用集積等促進計画の作成を要請したいので、総会の承認を求める。

6 ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については下のページをご覧ください。

以上、1 件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第 2 号、6 ページから 7 ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第 2 号、6 ページから 7 ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続いて 8 ページから 9 ページの促進計画ですが、中村委員に関連の案件のため、中村委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より 8 ページから 9 ページの促進計画について議案の提案及び説明を願います。

事務局 8 ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については下のページをご覧ください。

以上、1 件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 それでは 8 ページから 9 ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、8 ページから 9 ページの促進計画についての承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。8 ページから 9 ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。
中村委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 中村委員にお伝えします。8 ページから 9 ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議 長 続いて、10 ページから 11 ページの促進計画について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 10 ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については下のページをご覧ください。

以上、1 件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 それでは 10 ページから 11 ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、10 ページから 11 ページの促進計画についての承認に賛成の方の挙手を

お願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。10ページから11ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、報告第1号、非農地証明交付申請について、を事務局から報告願います。

事務局 12ページをお開きください。報告第1号、非農地証明交付申請について、でございます。

1番でございます。

【 内容報告 】

場所については13ページ、14ページの地図のとおりです。

以上でございます。

議 長 本件の1番については、地区担当委員の中川委員、杉嶋委員、田中委員と私が現地確認をいたしました。代表して中川委員と杉嶋委員から補足説明をお願いします。まず中川委員からお願いします。

中 川 9番、中川です。

非農地証明の1番の南稲八妻分について、6月23日に岩井会長、田中委員、事務局の西置さんと現地を確認しました。

当該地は、周囲と一体となって、山林化しておりました。今後も営農は困難であると考えられますので、やむを得なく、非農地として認定して問題のないものと考えます。

以上です。

議 長 次に杉嶋委員からお願いします。

杉 嶋 16番、杉嶋です。

非農地証明の1番の東畑分について、6月23日に岩井会長、事務局の西置さんと現地を確認しました。

当該地は、周囲と一体となって、山林化しておりました。今後も営農は困難であると考えられますので、やむを得なく、非農地として認定して問題のないものと考えます。

以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を

事務局より報告願います。

事務局 15ページをお開きください。報告第2号、農地法第4条第1項第7条の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 内容報告 】

本件は、自己住宅の新築を目的として転用されるものです。

場所については16ページの地図のとおりです。

以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 続きまして、報告第3号、田から畑への変更計画届について、を報告します。
事務局より報告願います。

事務局 17ページをお開きください。報告第3号、田から畑への変更計画届について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については18ページの地図のとおりです。

以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第3号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和7年8月6日水曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和7年8月6日水曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜

りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後 2 時 2 0 分